

## 事業系ごみの適正処理 Q&A

Q 1 事業系ごみとは何ですか？

A 1 事業活動に伴って出るごみをいいます。事業系ごみを家庭ごみ集積場に出すことは不法投棄とみなされます。絶対におやめください。

Q 2 事業活動には何が含まれますか？

A 2 事業活動とは、製造業や建設業に限定されるものではなく、事務所、商店、飲食店、工場、ホテル、農業など営利を目的としたものだけでなく、NPO 法人、病院、社会福祉法人など公共公益事業等の活動も含まれます。なお、自治会の活動も事業活動です。

事業所とお住まいが一緒の場合は、事業所から出たごみは事業系ごみ、ご家庭から出たごみは家庭ごみとして処理してください。

※住宅宿泊事業法に基づき実施される予定である住宅宿泊事業（民泊）から排出されるごみも事業系ごみとなります。

Q 3 産業廃棄物とはどういうものですか？

A 3 事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ等の法令で定める 20 種類のもので、(下記【廃棄物の種類】を参照) 産業廃棄物の処理については、許可を受けた産業廃棄物処理許可業者に処理を依頼してください。

※参照 URL:奈良市トップページ→事業者向け→環境・ごみ→廃棄物処理→産業廃棄物処理許可業者一覧

(産業廃棄物処理業許可業者に関することは、「一般社団法人奈良県産業廃棄物協会」にお問い合わせください。 Tel 0 7 4 4 - 4 8 - 0 0 7 7)

**【産業廃棄物の種類】** 1～12は、すべての業種に共通、13～19は、特定の業種によるもの

No	種類	内容	No	種類	内容
1	燃え殻	石炭がら、灰かす、廃棄物の焼却残さ、 廃活性炭 など	11	がれき類	工作物の新築・改築又は除去によって生ずるコンクリート破片、レンガ破片、アスファルト破片 など
2	汚泥	排水処理で残る泥状のもの、製造工程で生ずる泥状のもの(グリストラップ汚泥) など	12	ばいじん	集じん施設によって集められたばいじん など
3	廃油	動植物油、潤滑油、洗浄用油、廃ワニス、印刷インキかす など	13	紙くず	建設業、パルプ製造業、紙製造業、製本業等から出る紙くず など
4	廃酸	硫酸、塩酸等の酸性廃酸、写真定着液など	14	木くず	建設業、パルプ製造業、木製品製造業から出る木くず、木製パレット など
5	廃アルカリ	写真現像液等のアルカリ性廃液 など	15	繊維くず	建設業、繊維工業から出る天然繊維 など
6	廃プラスチック類	ビニール類、発泡スチロール、合成繊維、プラスチック容器、タイヤ、壁紙 など	16	動植物性残さ	食品製造業、医薬品、香料等の製造過程で生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物 など
7	ゴムくず	天然ゴムくず	17	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
8	金属くず	空缶、金属スクラップ、切削くず、溶接かす、鉄くず、アルミ等の非鉄くず など	18	家畜糞尿	畜産農業から出る動物の糞尿
9	ガラス・コンクリートくず	空瓶、ガラスくず、陶磁器くず、製造過程で生じるコンクリートくず、石膏ボードなど	19	家畜死体	畜産農業から出る動物の死体
10	鉱さい	高炉、電気炉の残さい、不良鉱石、スラグ、廃鋳物砂 など	20	施行令第2条第13号に定めるもの	上記1～19のものを処理したもので、これらに該当しないもの(例えば有害汚泥のコンクリート固形化物)

**【産業廃棄物の代表例】**



Q 4 事業系一般廃棄物とはどのようなものですか？

A 4 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のごみのことです。

種 類	品 目
燃やせるごみ	再生できない紙くず(汚れた紙、紙コップなど紙製品、レシートなど) リサイクルできる紙類(ダンボールなど)は、再資源化をお願いします。 木くず(割りばしなどの木製品、太さ5cm長さ30cm以内に切られた剪定枝など) ※ただし、パレット及び建築業からの木くずを除く 繊維くず(やぶれた服、古布など) ※合成繊維製品は産業廃棄物(廃プラスチック類)です。 生ごみ(食品の食べ残し、調理残さ、売れ残りなど)
燃やせないごみ	木製家具など ※ただしパレット及び建築業からの木くずを除く

Q 5 産業廃棄物の処理はどうすればいいですか？

A 5 排出事業者が自ら処理をする場合と、他人の産業廃棄物を処理できる者(産業廃棄物処理許可業者)に依頼する方法があります。

※参照 URL:奈良市トップページ→事業者向け→環境・ごみ→廃棄物処理→産業廃棄物処理許可業者一覧

産業廃棄物処理許可業者に委託する場合には、

- ・許可証の確認
- ・委託しようとする廃棄物の種類や処分方法について、委託先業者は当該許可を保有しているか？
- ・収集運搬の場合は、積込場所(排出事業者所在地)と積卸し場所(処分場所在地等)、処分の場合は、処分場所を管轄する知事、あるいは政令市長の許可があるか？  
など適正処理の観点から産業廃棄物処理業者を選択してください。  
なお、資源化できるものは再生資源回収業者へ依頼してください。(料金の有無は回収業者にご確認ください。)

Q 6 産業廃棄物を処分業者の施設まで自己搬入してもよいですか？

A 6 産業廃棄物処分業者と処理委託契約を締結して自ら搬入することは可能です。ただし、廃棄物が飛散・流出しないこと、悪臭、騒音または振動により生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずるなど、処理基準を遵守しなければなりません。

Q 7 事業系一般廃棄物の処理はどうすればいいですか？

A 7 次の方法により処理してください。

1 事業者自らが奈良市環境清美センターへ搬入

【持ち込み方法】事前に電話予約が必要です。

・予約電話 0742-71-9011

・予約受付 月曜日～金曜日（祝日を含む）午前8時～午後3時

・注意事項 お申し込みは、事業者自ら行ってください。代理申し込みはお受けできません。

1回の電話で1日分の申し込みが可能です。持ち込み日時については、申込状況により希望日に添えない場合があります。30分毎に時間の指定を行いますので、ご希望の時間帯をおっしゃってください。

・所在地 〒631-0801 奈良市左京五丁目2番地

・持込日時 月曜日～金曜日（祝日を含む）の午前9時～午後4時30分  
土・日曜日は持ち込めません。

年末年始は奈良市ホームページ及び広報誌等でお知らせします。

・処理料金 10kgにつき160円（10kg未満は10kgとみなします）

・持込方法 計量の際に、「事業系一般廃棄物」と申告して計量してください。

ごみの発生した場所が分かるもの（車検証、事業所の住所が記載された名刺等）を提示して下さい。

2 一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼

業者一覧は、奈良市のホームページ等をご確認ください。

なお、資源化できるものは再生資源回収業者へ依頼してください。（料金の有無は回収業者にご確認ください。）

Q 8 事業系ごみを家庭ごみ集積場に出すことはできますか？

A 8 廃棄物処理法に「事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければならぬ」と記載されています。

事業系ごみを家庭ごみ集積場に出すことは不法投棄とみなされ、法律違反になる場合があります。絶対におやめください。

Q 9 事業系一般廃棄物の排出袋は黒袋などの色付き袋（米袋などの中身の見えない袋やダンボールを含む）でもいいのですか？

A 9 必ず透明・半透明のごみ袋を使ってください。

事業系ごみの適正排出のため、中身の確認が出来る袋である透明・半透明の袋を使用してください。



Q10 飲食店を営んでいます、食料品製造業に該当するのでしょうか？

A10 飲食店など（ベーカリーなどの製造小売業又はサービス業に分類されるもの）は、食品製造業には該当しません。

食品製造業には、食パンの製造、製麺所、水産加工（かまぼこ、干し魚）など、生ものである原材料を購入し、工業規模で食品・飲料の製造を行い、製造した製品を販売することで収益を得る事業が該当します。

詳しくは日本標準産業分類を参照してください。

食品製造業から排出される食品廃棄物（製造過程で発生する残渣物、製造失敗物）などは産業廃棄物となります。

また、賞味期限、消費期限切れで食品製造業（メーカー等）へ返送された製品については、事業系一般廃棄物となります。

Q11 古紙を一般廃棄物として出してもいいですか？

A11 一般廃棄物として出すことはできますが、古紙は資源化できます。廃棄物の処理費用の低減にも繋がりますので、古紙回収業者や廃棄物処理業者に相談し、資源化を検討してください。

Q12 事業所で使用していた家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）の処理はどうすればいいですか。

A12 家電リサイクル法の対象品目となりますので、下記の方法によりリサイクルしてください。

※家庭用機器のみ、業務用を除く

※詳細は、「家電リサイクル券センター(0120-31-9640)」へお問い合わせください。

- ① 家電販売店にリサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引き取りを依頼する。
  - ・処分したい家電を過去に購入した販売店、又は買い替えを行う販売店に引き取りを依頼してください。
- ② 事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、自ら家電メーカーの指定引き取り場所に搬入する。
  - ・郵便局に備え付けの家電リサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込んだ後、処分したい家電を家電リサイクル券と併せて家電メーカーの指定引き取り場所に搬入してください。
- ③ 事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、産業廃棄物収集運搬許可業者に家電メーカーの指定引き取り場所への運搬を依頼する。
  - ・②と同様に、郵便局で備え付けの家電リサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込んだ後、産業廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼し、処分したい家電を家電リサイクル券と併せて引き渡してください。



Q 1 3 街中で見かける不用品回収業者・便利屋などに処理を依頼していいのですか？

A 1 3 廃棄物の処理（収集運搬・処分）を行うためには、廃棄物処理業の許可が必要ですが、不用品回収業者・便利屋の中には、許可を持たずに回収を行っている場合があります。必ず事前に必要な許可の確認をしてください。

なお、回収を依頼したごみが不法投棄などの不適正処理をされた場合は、排出者にも責任が及びますので、ご注意ください。

Q 1 4 住居兼店舗で商売していますが、この場合、ごみの分別はどうすればよいですか？

A 1 4 日常生活から発生する家庭ごみと事業活動に伴って生じたごみを分別していただき、さらに事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別した上で、それぞれを適正な処理をしていただきますようお願いいたします。

Q 1 5 分別排出しなければ、罰則はあるのですか？

A 1 5 事業系ごみを一般廃棄物と産業廃棄物に分別せず、あわせて処理を委託することや、産業廃棄物の処理を一般廃棄物の収集運搬業許可業者に委託すると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における委託基準違反になります。

同法第26条では、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはこの併科」という刑罰が定められています。

Q 1 6 特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物とはどういうものですか？また処理はどうすればいいですか？

A 1 6 爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有する廃棄物をいいます。

具体的には、感染性廃棄物、廃石綿、廃水銀などがあります。

処理については、特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物を処理できる許可業者に委託してください。

※感染性廃棄物とは？

医療機関などから排出される一般廃棄物・産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの《血液などの付着した紙くず・繊維くず（包帯・ガーゼなど）・廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず（チューブ、手袋、注射針、メスなど）、廃血液など》

Q 1 7 事業系一般廃棄物なら奈良市の環境清美センターに搬入する際、そのままの状態を持ち込むことができますか？

A 1 7 事業系一般廃棄物でも適正に処理を行ってから搬入していただく必要があります。

具体的には、剪定枝木や角材（産業廃棄物を除く）は直径 5 cm以下、長さ 30 cm以下に切ってください。また、畳は一畳を 8 等分以上に切ってください。

## ●参考

### 【排出者事業者への罰則 例示】

(1) 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科

(※印については、法人に対して3億円以下の罰金)

- ・廃棄物の収集運搬や処分を、許可を有しないものに委託した。(委託禁止違反)
- ・廃棄物を不法投棄した。(廃棄物の投棄禁止違反) ※
- ・廃棄物を不法焼却した。 ※

(2) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科

- ・廃棄物の収集運搬や処分を他人に委託する場合に、政令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の4・第6条の2）で定める基準に従わなかった。(委託基準違反)
- ・一般廃棄物又は産業廃棄物の保管等に関して、監督官庁から改善命令を受けたが従わなかった。(改善命令違反)

(3) 6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

- ・産業廃棄物管理票を交付しなかった。
- ・産業廃棄物管理票に規定されている事項を記載しなかった。
- ・産業廃棄物管理票に虚偽の記載をして交付した。
- ・産業廃棄物管理票制度に違反したときに発せられた改善命令に従わなかったために発せられた措置命令にも従わなかった。

(4) 30万円以下の罰金

- ・一般廃棄物、産業廃棄物の処理について、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった。(帳簿備付け保存等義務違反)
- ・事業活動に伴って特別管理産業廃棄物が生じるのに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかった。(特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反)
- ・事業場を所管する廃棄物を担当する自治体から求められた報告をせず又は虚偽の報告をした。(報告義務違反)
- ・事業場を所管する廃棄物を担当する自治体の職員の行う立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した。(立入検査拒否・妨害・忌避)